

# 一般競争入札公告

平成 27 年 2 月 13 日  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康 恭

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

労働安全衛生総合研究所（登戸地区）ボイラー、熱交換器、貯湯槽性能検査受検準備作業

### (2) 数量

- ・ 炉筒煙管ボイラー（I H I / K M H - 0 5 A）・・・ 2 基
- ・ 熱交換器（U 字管式円筒多管型 横型）・・・ 3 基
- ・ 貯湯槽（円筒型密閉式 立型）・・・ 1 台

## 2 競争参加資格に関する事項

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後 2 年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
- ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後 2 年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、同資格の「役務の提供等」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

(5) 1 級ボイラー技士の免許を有する者を派遣することができること。なお、そのうち主任者については、危険物取扱主任者の資格、電気工事士の資格又は同等の知識を有する者とする。

(6) 3 の期間内に現場確認を行った者。

## 3 現場確認

入札に参加する者は、現場確認を行うこと。現場確認は以下の日程で受け付ける。現場確認を希望する場合、電話にて事前に日程調整をすること。

日 時 入札公告掲載日から平成 27 年 3 月 12 日（木）の間の月、火、水、木曜日  
ただし 10 時から 12 時、13 時から 17 時までの間とする

場 所 神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係  
電話：044-865-6111（代表）

## 4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成27年3月5日(木) 17時まで。

FAXにて受け付ける(質問をFAXする際、事前に電話連絡すること)。

(2) 受付先

〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL: 044-865-6111 FAX: 044-865-6116

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は郵送又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日(平成27年3月16日)の11時までに必着のこと。

郵送先: 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成27年3月16日(月) 14時

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

※ 開札に立ち会わない者に対しては、FAXにて開札結果を知らせるものとする。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

## ＜独立行政法人の契約に係る情報の公表＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研修所OB)の人数、職名及び当研修所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研修所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研修所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研修所との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

# 入札説明書

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

労働安全衛生総合研究所（登戸地区）ボイラー、熱交換器、貯湯槽性能検査受検準備作業

### (2) 対象となる業務

仕様書のとおり

## 2 入札心得

(1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。

**※入札書の金額は消費税込みの額（本件の履行にかかる費用の総額に100分の8を乗じた金額を加えた額）を記載すること。**

(3) 入札書の形式は別添様式とし、入札書の必要事項を記入のうえ封筒に入れ、封筒の3箇所に代表者印を押印して提出すること。

(4) 封筒の表面に「労働安全衛生総合研究所（登戸地区）ボイラー、熱交換器、貯湯槽性能検査受検準備作業」と記載すること。

(5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。

(6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。

(7) 入札書における金額訂正は行わないこと。

(8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。

なお、郵送による入札の場合には再度入札には参加できない。

## 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類（競争参加資格の写し）を入札時まで提出しなければならない。なお、郵送の場合は入札書に同封してもよい。

以 上

平成 年 月 日

# 入 札 書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

件名

労働安全衛生総合研究所（登戸地区）ボイラー、熱交換器、貯湯槽性能検査受検準備作業

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税込)

(担当者氏名)

(TEL)

(FAX)

## ボイラー性能検査受検準備作業仕様書

### 1 作業内容

労働安全衛生法第41条ならびにボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条に定める性能検査を受けるための同規則第40条及び第75条の規定に基づく準備作業。

### 2 受検対象ボイラー

蒸気ボイラー 炉筒煙管式ボイラー（2基）  
最高使用圧力：0.98 MPa  
最大蒸発量：2.5 ton / hr  
伝熱面積（内容積）：30.27 m<sup>2</sup>

### 3 ボイラーの点検整備作業

点検及び交換等の作業は以下の通り。作業に当たっては事前に取り扱作業主任者と打ち合わせを行うものとする。

点検・交換等内訳	数量
自動制御回路点検	2台
内部スケール除去清掃	2台
外部清掃(炉筒、煙管、鏡板) ※1	2台
各部脱着手入れ ※2	2台
主・補助弁グランドパッキンの交換 ※3	2台
給水逆支弁 FCD16K テフロン交換	2台
電極保持器交換(部品を含む)	2台
ブローバルブリング交換	2台
ブローコック点検	2台
水面計KS-20型(ドレン付)	4台
低水位マクドネル整備	2台
安全弁整備及び作動試験(窒素ガスによる)	2台
復旧及び増締	2台
試運転、インターロックテスト	2台
燃焼室耐火物補修	2台
機器発生材処分	

※1…①内部の清掃は高圧水ポンプによる洗浄の後、電動ブラシ等による機械作業とする。炉内と煙管は、クリーナー又はチューブクリーナー等を用いて、媒を完全に除去すること。この場合には、缶体・管壁等を傷つけないよう注意すること。

②鏡板、管板部はカラーチェック検査をすること。

③耐火材の一部に脱落が認められた場合は補修をすること。

※2…水柱管内点検、水面計、電極棒、フロートスイッチ、燃焼装置の取り外し整備

※3…主蒸気弁、安全弁、ブロー弁、給水弁、給水逆止弁の分解摺り合わせ整備及びグランドパッキン等の取り換え

#### 4 作業(復旧を含む)期間

自 平成27年4月13日(月)

至 平成27年5月29日(金)(47日間)

#### 5 性能検査実施日

平成27年4月23日(木)

平成27年5月20日(水)

※所轄の検査機関の性能検査に立ち会うこと。

#### 6 検査終了後の処理

(1)復旧作業は速やかに実施し、試運転を行うこと。

(2)ボイラー試運転時に安全弁の調整及び各パッキン部からの漏水の有無を確認し、必要な措置を講じること。

(3)機器の作動及び安全装置が正常に作動することを確認する。安全弁については、窒素ガスによる吹き出し試験と調整する。

(4)整備において取り換え部品が必要と判断された場合については、速やかに取扱作業主任者へ報告すること。また、それに伴う費用については、別途打合せ協議とする。

#### 7 現場管理及び安全対策

(1)受注者は、実務経験10年以上の者をもって、現場代理人として作業の指揮監督に従事させること。

(2)現場代理人は、作業の安全・事故防止に努めること。また、作業場所等の養生や清掃を適切に行うこと。

(3)作業完了後自主検査を実施すること。所轄の検査機関の検査に先立ち、取扱作業主任者の検査を受け、是正指示があれば指示に従うこと。

(4)工事写真は、デジカメを用いて工程ごとに撮影し整理して報告すること。

(5)点検整備報告書を速やかに作成し、提出すること。

8 故障発生時の対応（整備後1年間）

- （1）故障等の緊急時には、受注者は技術者を派遣して適切な処置を行うこと。
- （2）機器の修理等に要する部品代及び修理費用は、受注者の負担とする。



## 熱交換器性能検査受検準備作業仕様書

### 1 作業内容

労働安全衛生法第41条ならびにボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条に定める性能検査を受けるための同規則第40条及び第75条の規定に基づく準備作業。

### 2 受検対象機器

1基	型式	U字管式円筒多管型(横型)		
	最高使用圧力	被加熱物側	0.981	MPa
		熱源側	0.981	MPa
	伝熱面積	被加熱物側	0.107	m <sup>2</sup>
		熱源側	0.197	m <sup>2</sup>
製造	島倉鉄工所			
2基	型式	U字管式円筒多管型(横型)		
	最高使用圧力	被加熱物側	0.981	MPa
		熱源側	0.981	MPa
	伝熱面積	被加熱物側	0.086	m <sup>2</sup>
		熱源側	0.158	m <sup>2</sup>
製造	島倉鉄工所			

### 3 熱交換器の点検整備作業

点検及び交換等の作業は以下の通り。作業に当たっては事前に取り扱作業主任者と打ち合わせを行うものとする。

点検・交換等内訳	数量
熱交換器点検 ※1	3台
内部清掃 ※2	3台
各部脱着手入れ ※1	3台
復旧及び増締	3台
安全弁すり合わせ及び作動試験(窒素ガス)	3台
研究本館(No.3)熱交換器コイル引き抜き	1式

ジョイントシート(ノンアスベスト)	
雑資材	

※1…各バルブ類の機能点検を行う。

安全弁、水面計、マクドネル、計器類の取り外しによる機能点検を行う。

安全弁、水面計、マクドネルの取り外しによる分解整備を行う。

※2…内部の清掃は高圧水ポンプによる洗浄の後、電動ブラシ等による機械作業とする。

管内は、クリーナー又はチューブクリーナー等を用いて、汚れを完全に除去すること。この場合には、缶体・管壁等を傷つけないよう注意すること。

#### 4 作業(復旧を含む)期間

自 平成27年4月13日(月)

至 平成27年5月29日(金)(47日間)

#### 5 性能検査実施日

平成27年4月23日(木)

平成27年5月20日(水)

※所轄の検査機関の性能検査に立ち会うこと。

#### 6 検査終了後の処理

(1)復旧作業は速やかに実施し、試運転を行うこと。

(2)試運転時に各部からの漏水の有無を確認し、必要な措置を講じること。

(3)機器の作動及び安全装置が正常に作動することを確認する。安全弁については、窒素ガスによる吹き出し試験と調整する。

(4)整備において取り換え部品が必要と判断された場合については、速やかに取扱作業主任者へ報告すること。また、それに伴う費用については、別途打合せ協議とする。

#### 7 現場管理及び安全対策

(1)受注者は、実務経験10年以上の者をもって、現場代理人として作業の指揮監督に従事させること。

(2)現場代理人は、作業の安全・事故防止に努めること。また、作業場所等の養生や清掃を適切に行うこと。

(3)作業完了後自主検査を実施すること。所轄の検査機関の検査に先立ち、取扱作業主任者の検査を受け、是正指示があれば指示に従うこと。

(4)工事写真は、デジカメを用いて工程ごとに撮影し整理して報告すること。

(5)点検整備報告書を速やかに作成し、提出すること。

#### 8 故障発生時の対応(整備後1年間)

(1)故障等の緊急時には、受注者は技術者を派遣して適切な処置を行うこと。

(2) 機器の修理等に要する部品代及び修理費用は、受注者の負担とする。

## 貯湯槽性能検査受検準備作業仕様書

### 1 作業内容

労働安全衛生法第41条ならびにボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条に定める性能検査を受けるための同規則第40条及び第75条の規定に基づく準備作業。

### 2 受検対象機器

1基	型式	円筒型密閉式(立型)		
	最高使用圧力	被加熱物側	0.2	MPa
		熱源側	0.2	MPa
	内容積	被加熱物側	1.937	m <sup>3</sup>
		熱源側	0.143	m <sup>3</sup>
製造	島倉鉄工所			

### 3 熱交換器の点検整備作業

点検及び交換等の作業は以下の通り。作業に当たっては事前に対策作業主任者と打ち合わせを行うものとする。

点検・交換等内訳	数量
貯湯槽点検	1台
内部清掃 ※1	1台
各部脱着手入れ	1台
復旧及び増締	1台
足場組立作業	

※1…内部の清掃は高圧水ポンプによる洗浄の後、電動ブラシ等による機械作業とする。管内は、クリーナー又はチューブクリーナー等を用いて、汚れをを完全に除去すること。この場合には、缶体・管壁等を傷つけないよう注意すること。

### 4 作業(復旧を含む)期間

自 平成27年4月13日(月)

至 平成27年5月29日(金)(47日間)

## 5 性能検査実施日

平成27年5月20日(水)

※所轄の検査機関の性能検査に立ち会うこと。

## 6 検査終了後の処理

- (1) 復旧作業は速やかに実施し、試運転を行うこと。
- (2) 試運転時に各部からの漏水の有無を確認し、必要な措置を講じること。
- (3) 機器の作動及び安全装置が正常に作動することを確認する。
- (4) 整備において取り換え部品が必要と判断された場合については、速やかに取扱作業主任者へ報告すること。また、それに伴う費用については、別途打合せ協議とする。
- (5) 各配管系統のエア抜きをすること。

## 7 現場管理及び安全対策

- (1) 受注者は、実務経験10年以上の者をもって、現場代理人として作業の指揮監督に従事させること。
- (2) 現場代理人は、作業の安全・事故防止に努めること。また、作業場所等の養生や清掃を適切に行うこと。
- (3) 作業完了後自主検査を実施すること。所轄の検査機関の検査に先立ち、取扱作業主任者の検査を受け、是正指示があれば指示に従うこと。
- (4) 工事写真は、デジカメを用いて工程ごと撮影し整理して報告すること。
- (5) 点検整備報告書を速やかに作成し、提出すること。

## 8 故障発生時の対応（整備後1年間）

- (1) 故障等の緊急時には、受注者は技術者を派遣して適切な処置を行うこと。
- (2) 機器の修理等に要する部品代及び修理費用は、受注者の負担とする。